

王滝村耐震改修促進計画

平成19年10月

王 滝 村

目 次

はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 本計画の位置づけと他の村計画との関係・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・ 5
- 2 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 耐震改修等の目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4 公共建築物の耐震化の目標等・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針・・・・・・・・ 24
- 2 耐震診断・改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・ 25
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・・・・・・・ 26
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・・・・・ 26
- 5 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策・・・・・・・・ 26

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催・・・・・・・・ 28
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 5 地区等との連携策及び取り組み支援策について・・・・・・・・ 28
- 6 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携・・・・・・・・ 30
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携・・・・・・・・ 30

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要・・・・・・・・ 31
- 2 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

- 別表1及び2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

はじめに

1 計画の目的

王滝村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、村内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

2 本計画の位置づけと他の県計画との関係

本計画は、平成 18 年 1 月 26 日に改正された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 7 条に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。また、本村における「王滝村地域防災計画」との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

（1）王滝村地域防災計画

王滝村地域防災計画の震災対策編において、第 1 章 災害対策基盤 第 8 節 建築物災害予防計画において、建築物の耐震化について定められています。

具体的には、

- ア 昭和 56 年以前に建築された公共施設のうち、発災後、復旧活動の拠点となる役場、王滝村公民館について耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。その他の公共施設についても、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- イ 昭和 56 年以前に建築された一般建築物についても、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。
- ウ げけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。
- エ 建築物の所有者等は、必要に応じて、「わが家の耐震診断表」等を利用して耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。
- オ 落下物及びブロック塀等の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行う。
- カ 住民は、外壁タイル及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。
- キ 文化財の保護対策を推進するため、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

3 計画期間等

本計画では、平成 19 年度から 27 年度までの 9 年間の計画期間とし、目標値の設定や耐震化へ向けた取組みを行います。

4 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況となっています。

平成 16 年 10 月には新潟県中越地震、そして平成 17 年 3 月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震が発生して多大な被害をもたらしており、大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっています。また、東海地震、東南海・南海地震等について、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。

(2) 大地震時の死因の約 9 割は建物の倒壊によるものです。

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅や建築物の倒壊等によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

この教訓を踏まえ、地震による人的・経済的被害を少なくするため、建築物の耐震化を図ることが有効であり、重要となります。

国においても中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月）において、建築物の耐震改修については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成 17 年 3 月）においては、10 年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることを目標としており、これらの課題や目標の達成のためには、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震に関する関係法令の改正について

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正（平成 18 年 1 月 26 日施行）が行われました。この改正により、

ア 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

イ 建築物に関する指導等の強化として、

(ア) 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施

- (f) 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
- (g) 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
- (I) 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号、以下「基本方針」という。）及び長野県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住 宅

(2) 特定建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表－1参照、以下「多数の者が利用する特定建築物」という）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画に記載された道路に敷地が接する建築物

(3) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では村の建築物を対象としています。

なお、本計画においては、上記(1)、(2)ア及び(3)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウに関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。